次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第２項第５号（命令第40条第５項において準用する場合を含む。）、第41条第１項第５号及び第46条第３項第２号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第８号又は第９号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。	1　利用特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、利用特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第２項第５号（命令第40条第３項において準用する場合を含む。）、第41条第１項第５号及び第46条第３項第２号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第８号又は第９号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百二十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属	横田　信之	同
同	中島　行博	同
同	青野　洋士	同
同	小林　健司	同
同	矢野　元博	同
同	森　悦子	同
同	松並　孝二	同
同	中村　周司	同
同	佐野　仁志	同
同	山下　隆志	同
同	黒津　英明	同
同	互　敦史	同
同	森脇　尚史	同
同	阿部　浩巳	同
同	**花**沢　剛男	同
同	尾崎　寛生	同
同	廣瀬　勝重	同
同	西谷　隆	同
同	森　隆志	同
同	上田　哲	同
同	植村　誠	同
同	青木　晋	同
同	廣田　泰士	同
同	吉田　久	同
同	白木　功	同
同	木村　匡良	同
同	千原　正敬	同
同	鬼澤　友直	同
同	岩山　伸二	同
同	鈴木　博	同
同	中澤　康夫	同
同	髙橋　久志	同
同	池下　朗	同
同	八木　清文	同
同	山口　英幸	同
同	**片**山　隆夫	同
同	勝山　浩圖	同
同	梅村　嘉久	同
同	見米　正	同

○外務省告示第四百四号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅱ及びⅢの日本国の部分は、同協定第六条３の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和七年八月二十八日に効力を生じた。

（令和七年九月四日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和七年十月二十日

外務大臣　岩屋　毅

附属書Ⅱ

法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表１に掲げる機関については、官報（https://www.kanpo.go.jp）

二　付表２に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　県報

２　市報

３　県報又は市報に相当するもの

４　官報

三　付表３に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　官報

２　外務省のウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html）

附属書Ⅲ　第七条、第九条７及び第十六条２の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表１に掲げる機関については、官報（https://www.kanpo.go.jp）

二　付表２に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　県報

２　市報

３　県報又は市報に相当するもの

三　付表３に掲げる機関については、次のいずれかのもの

１　官報

２　外務省のウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html）

○外務省告示第四百五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十月二十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日	令和七年九月三十日
発行年月日	令和三年十一月三十日
旅券番号	ＴＺ二〇九六七〇九